大里福祉会役員及び評議員等の報酬等に関する規定

（目的及び意義）

第１条　この規定は、社会福祉法人大里福祉会（以下（(この法人）という）定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規定おいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（2）常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（3）非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外をいう。

（4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬）

第３条　役員等の報酬は、別表に定める額とする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

（費用）

第４条　役員等が出張する場合は、職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

（公表）

第５条　この法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第６条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、定める

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則　この規定は、平成 30 年７月１日より施行する。

別表

理事・監事・評議員・評議員選任解任委員

理事会・研修会等出席	日額　3,000 円
監事監査出席	日額　3,000 円
評議員会出席	日額　3000 円
評議員選任解任委員出席	日額　3,000 円